

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県南部男女共同参画センター	所在地	秋田県横手市大町7番18号
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター	県所管課	人口戦略部 男女共同参画推進課

1 施設の概要														
設置目的	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に自主的に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の形成を維持しようとする団体等に対し男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置する。													
県の施策上の施設の位置付け	第5次秋田県男女共同参画推進計画の推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化「男女共同参画センターにおける取組の連携強化」 位置づけ：男女共同参画に関する情報や研修機会の提供とともに、活動団体相互の交流やその活動の支援を実施するなど、地域に密着した男女共同参画を推進するための拠点。 目標を達成するための取組 ・男女共同参画に関する情報や研修機会の提供、団体の活動支援 ・地域における女性活躍や両立支援の意識醸成 ・地域住民や市町村、関係団体等の連携による地域ネットワークの機能強化													
設置年	2002年	経過年数	23年	目標使用年数	-	残年数	-	施設面積	338.95㎡					
施設の設置状況	研修室、団体・グループ活動室、交流サロン、託児室、ワーキングルーム、情報交流スペース													
県内類似施設	秋田県北部男女共同参画センター、秋田県中央男女共同参画センター					東北各県類似施設	青森県男女共同参画センター（青森県）、岩手県男女共同参画センター（岩手県）、山形県男女共同参画センター（山形県）、福島県男女共生センター（福島県）、仙台市男女共同参画推進センター（宮城県）							
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	-	-												
料金制	指定管理料制	主な料金設定		別紙のとおり										
指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日 (5年間)					営業期間・時間	平日：午前9時から午後6時 土日：午前9時から午後5時 休館日：木曜日、祝日、12月29日～1月3日							
指定管理業務の内容	1. 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 2. 施設及び設備の維持管理に関する業務 3. 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務 4. 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務 5. その他センターの管理に関し知事が必要と認める業務					自主事業の内容	・秋田県男女共同参画推進月間企画展示 ・初心者向けパソコン教室 ・「マンガで気づく思い込み」リーフレットを使った意識調査 ・LGBTQ理解促進勉強会							
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7	
			11,948	11,013	11,482	10,433	9,713		163	172	131	116	122	
収支決算（千円）	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
		利用料収入						年間利用者数	上半期は研修室利用促進を含み来館者増の工夫をし達成できたが、センターの移転が決まり、そこを区切りとした団体の解散や移転準備のための閉館で年度末は団体の利用が伸び悩んだ。					
		指定管理料	10,692	10,692	10,692	13,220	13,165							
		その他収入												
		合計	10,692	10,692	10,692	13,220	13,165							
	支出	人件費	6,505	6,502	6,775	9,295	9,644							
	光熱水費	1,658	1,713	1,588	1,414	1,482								
	修繕費	59	83	32	38	22								
	委託料	1,058	953	728	873	792								
	その他支出	1,381	1,370	1,616	1,685	1,228								
合計	10,661	10,621	10,739	13,305	13,168									
収支差	31	71	▲47	▲85	▲3									

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県南部男女共同参画センター	所在地	秋田県横手市大町7番18号
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター	県所管課	人口戦略部 男女共同参画推進課

2 <観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

運営方針・施設の利用目標	第5次秋田県男女共同参画推進計画に掲げているセンターに関する基本施策である、地域における女性活躍・両立支援の意識啓発を推進するため、県民を対象とした講座や研修会を、市町村や企業及び商工団体等と連携し重点的に取り組む。				
目標・実績	目標の内容	利用者数 14,000人			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	14,000	14,000	14,000	
	実績	11,482	10,433	9,713	地域の人口減少、少子高齢化が進み団体数も激減してきていることにより達成率は下がっている。
	達成率	82.0%	74.5%	69.4%	
具体的な取組とその効果	男性の家事・育児と仕事の両立などの講座をはじめ、ストレスマネジメントのように性別に寄らず興味をひきやすい内容の講座を開催し、年齢や性別など幅広い層の方がセンターへ足を運びやすい状況が出来た。				
次年度の目標	目標の内容	・講座の参加者数200人・講座の男性参加者の割合36.5%			
	設定の根拠	第6次秋田県男女共同参画推進計画に基づく。			
<観点Ⅰ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	C	当初の目標には届かず、C評価とする。		
	県所管課	C	目標達成できず、年々利用者が減っていることからC評価とする。引き続き、利用の呼びかけや関係団体との連携を強化して、利用者の増加に努めてもらいたい。		

3 <観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績（%）	94.8	92.8	96.6	
	具体的な取組とその効果	どんな小さな課題にもすぐに対応できるよう、日頃から職員と利用者との積極的なコミュニケーションを心がけ信頼関係が築かれた。			
<観点Ⅱ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	職員一人ひとりの誠実な対応、利用者との信頼関係の向上によりA評価とする。県南の男女共同参画推進の拠点として活動しやすい安心・安全な場の提供を心掛けたい。		
	県所管課	A	満足度を高い水準で維持しているためA評価とする。引き続き、積極的なコミュニケーションから利用者の立場に立った運営で満足度の向上に取り組んでもらいたい。		

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県南部男女共同参画センター	所在地	秋田県横手市大町7番18号
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター	県所管課	人口戦略部 男女共同参画推進課

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組						
モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課	
	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等		A	A
		② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等		A	A
		③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等		A	A
		④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等		A	A
		⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等		A	A
		⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等		A	A
		⑦ 安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等		A	A
		⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等		A	B
		⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等		A	A
	サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等		A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等		A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等		A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等		A	A
		⑤ 広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等		A	B
⑥ 利用者の相談・意見・苦情		ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等		A	A	
⑦ 課題への対応		利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等		A	B	
<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）			
	指定管理者	A	施設の管理運営、指定管理業務その他、年度計画書に基づき適正に行っている。市町村や登録団体、あきたF・F推進員ほか関係団体との連携を図りながら、男女共同参画に関する情報発信や課題解決のための講座の企画実践をしている。地域の方々に親しまれる男女共同参画の拠点施設として安心安全の場の提供を心掛けて運営をしていきたい。			
	県所管課	B	適切な人員配置で、地域や関係団体と連携しながら事業を行い、円滑に業務を遂行しているが、連続して赤字となっていることや講座によっては目標数に大きく届かないものもあり、B評価とする。引き続き、地域や関係団体と連携して、講座の参加者を増やす取り組みに期待したい。			

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県南部男女共同参画センター	所在地	秋田県横手市大町7番18号
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター	県所管課	人口戦略部 男女共同参画推進課

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方		
県の施策の達成状況	男女共同参画を推進する拠点として、講座や研修を開催しており、地域における女性活躍や両立支援の意識醸成に取り組んでいる。地域住民をはじめ、あきたF・F推進員や各種団体、市町村との連携により地域ネットワークの機能強化を図り、男女共同参画社会の実現に向けた県民の主体的な取組を促進している。	
施設運営の課題	講座の参加者数を増やすための取組やターゲット層へのアプローチの仕方が課題である。各男女共同参画センターが連携して実施するサテライト配信の講座の参加者数が課題であるため、各センターと綿密な調整を行い、効果的かつ円滑に講座を実施できるよう取り組む必要がある。	
今後の方向性	より多くの方に講座や研修に参加してもらうため、内容について県の意向を踏まえながら柔軟に考えるほか、あきたF・F推進員や市町村、関係団体との連携を強化し周知を図っていく。定期的に各男女共同参画センターと情報共有をするとともに、安定してオンラインの講座を実施できるような環境整備や意識調査など、サテライト会場での講座の開催方法や内容を工夫し、参加者にとって充実した講座を実施する。	
6 外部有識者委員会による評価（提言）		
評価(提言) 令和7年度	施設の管理運営状況	利用者数について、コロナ禍以前の水準から回復しておらず、目標達成にも至っていないことから、若年者等の利用者層の拡充に努めるなど、新たな取組やPR手法について検討し、事業内容の明確化と多様化に取り組んでいただきたい。
	県の施策達成に向けた施設運営	男女共同参画の推進を目的とした他県施設については、1施設のみの設置が主となっているほか、本県においてもオンライン講座などの遠隔地でも参加できるような仕組みづくりが進められていることから、県内3センターの必要性や拠点の集約化についての検討が必要である。県内各市町村においても、男女共同参画の推進について、各種取組が行われていることから、県としてセンターを設置することの意義や市町村との役割分担について、改めて整理が必要と考える。
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和7年度	指定管理者	地域におけるジェンダーギャップを解消するため、引き続き各市町村での講座の開催や企業訪問に力を入れるとともに、ウェブサイトやSNSでの情報発信も工夫し、若年層や新規の参加者を獲得するよう努める。県南地域の中心となって男女共同参画を推進する存在として、各市町村との連携を強化するほか、地域における重点的な取組として、男女共同参画の視点を生かした防災に関する事業にも力を入れていく。
	県所管課	引き続き、オンラインを活用した講座の実施などにより、3センターが連携して効果的かつ効率的に運営することができる協力体制を強化するとともに、男女共同参画を推進する拠点施設としてのセンターの役割やあり方について、現行の指定管理期間中に方向性を検討する。各市町村の取組やセンターとの連携などの状況を把握し、地域ごとの課題やニーズに応じた取組を進めるため、市町村とセンターがより密に連携して事業を実施できる体制を強化する。
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	-
	県所管課	-

別紙 利用料金表

北部・南部男女共同参画センター

時間	使用目的	
	男女共同参画の推進に関する活動のための使用である場合	その他の場合
午前9時～正午	390円	1,170円
午後1時～午後5時	520円	1,560円
午前9時～午後5時	910円	2,730円
午後5時以降 1時間につき	110円	310円

中央男女共同参画センター

時間	使用目的		その他の場合	
	全区画	1/2区画	全区画	1/2区画
午前9時～正午	2,370円	1,190円	7,140円	3,570円
午後1時～午後5時	3,160円	1,580円	9,520円	4,760円
午前9時～午後5時	5,530円	2,770円	16,660円	8,330円
午後5時以降 1時間につき	790円	400円	2,380円	1,190円